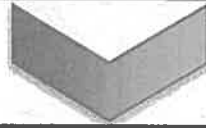


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 29 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 19 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 12 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 6 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	51,890,000 41,512,000		10,378,000	150,455	32,273
	</				

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 港区芝浦一丁目 2 9 番地 1、2 9 番地 2、3 0 番地 1、
3 0 番地 2

建物の名称 ザ・タワー芝浦

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 芝浦一丁目 2 9 番 1 の 1 3 0 2

建物の名称 1 3 0 2

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 3 階部分 5 2 . 7 4 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 港区芝浦一丁目 2 9 番 1

地 目 宅地

地 積 3 3 6 . 0 7 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 港区芝浦一丁目 2 9 番 2

地 目 宅地

地 積 2 8 7 . 9 1 平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 港区芝浦一丁目 3 0 番 1

地 目 宅地



物 件 目 録

地 積 57.09平方メートル

土地の符号 4

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番2

地 目 宅地

地 積 33.34平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 393894分の5804



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 8 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 土地の符号 2, 4】

地上権

原 因 昭和 46 年 2 月 8 日設定

目 的 地下鉄道敷設のため

存続期間 設定契約の日から鉄道施設物存続期間中

地 代 無償

範 囲 東京湾平均海面の下 21 メートル 97 センチ以下

特 約 一、 東京湾平均海面の下 21 メートル 97 センチ以下は堀さくし、又は土地の形質を変更しないこと。

二、 東京湾平均海面の下 21 メートル 97 センチにおいて、工作物の荷重を壱平方メートルにつき 50 トン以下とすること。

三、 土地の所有者は地下鉄道の運行の障害となる工作物を設置しないこと。

地上権者 千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 東日本旅客鉄道株式会社

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 港区芝浦一丁目29番地1、29番地2、30番地1、
30番地2

建物の名称 ザ・タワー芝浦

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 芝浦一丁目29番1の1302

建物の名称 1302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 13階部分 52.74平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番1

地 目 宅地

地 積 336.07平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番2

地 目 宅地

地 積 287.91平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番1

地 目 宅地



物 件 目 録

地 積 57.09平方メートル

土地の符号 4

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番2

地 目 宅地

地 積 33.34平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 393894分の5804



令和6年(ヌ)第392号
令和7年1月23日受理
令和7年2月20日提出
(評価人：石原伸彦)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 港区芝浦一丁目29番地1、29番地2、30番地1、
30番地2

建物の名称 ザ・タワー芝浦

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 芝浦一丁目29番1の1302

建物の名称 1302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 13階部分 52.74平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番1

地 目 宅地

地 積 336.07平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番2

地 目 宅地

地 積 287.91平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番1

地 目 宅地



物 件 目 録

地 積 57.09平方メートル

土地の符号 4

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番2

地 目 宅地

地 積 33.34平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 393894分の5804



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	東京都港区芝浦一丁目4番11-1302号 ザ・タワー芝浦				
建物	物件1				
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
管理費等の状況	管理費等の月額は以下のとおり 管理費 11,310円 修繕積立金 15,670円 円 円 円		令和7年1月27日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計804,815円 令和5年6月分～令和7年2月分 ☒ 遅延損害金（年14.6%） 計69,061円 ☒ 「その他の事項」欄参照		
管理費等の照会先	ザ・タワー芝浦管理組合代理人弁護士A（管理会社㈱サニーライフ）				
その他の事項	上記滞納金元本は、違約金238,235円を含む。				
敷地権	符号1～4				
現況地目	☒ 宅地（符号1～4） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）				
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1～4） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）				
その他の事項					
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日				
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件マンションの占有状況等は次のとおりであった。
 - ① 本件マンション1階集合郵便受け及び玄関表札のいずれにも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時及び立入調査時のいずれも不在であった。
 - ③ 本件建物内には、所有者宛ての公共料金請求書その他郵便物等が多数存在した。ほかに、所有者以外の第三者による占有をうかがわせる徴表は見受けられなかった。
 - ④ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
3. 上記現場の状況等から、本件建物は、所有者が居宅として占有していると認められた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年2月7日 12:35-12:50	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☐ 評価人同行 ☐ 居住者から面接聴取 ☒ 占有者に対する臨場日時通知書・照会書投函
令和7年2月10日	当庁 (FAX)	☒ 管理費等に関する調査
令和7年2月17日 11:00-12:10	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 (立入調査) ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人同行 ☐ 占有者から面接聴取

(特記事項)

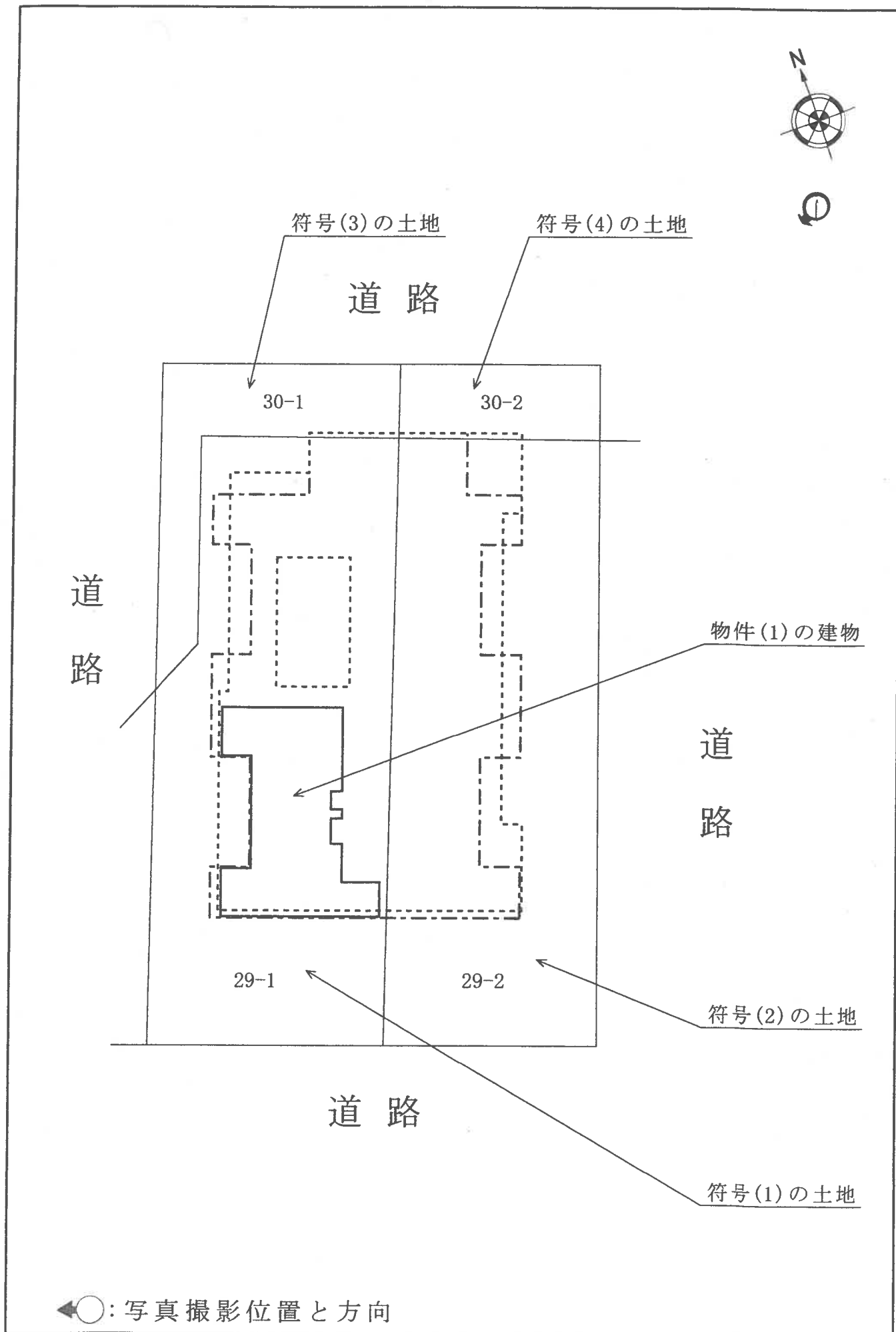
☐ 令和 年 月 日
目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

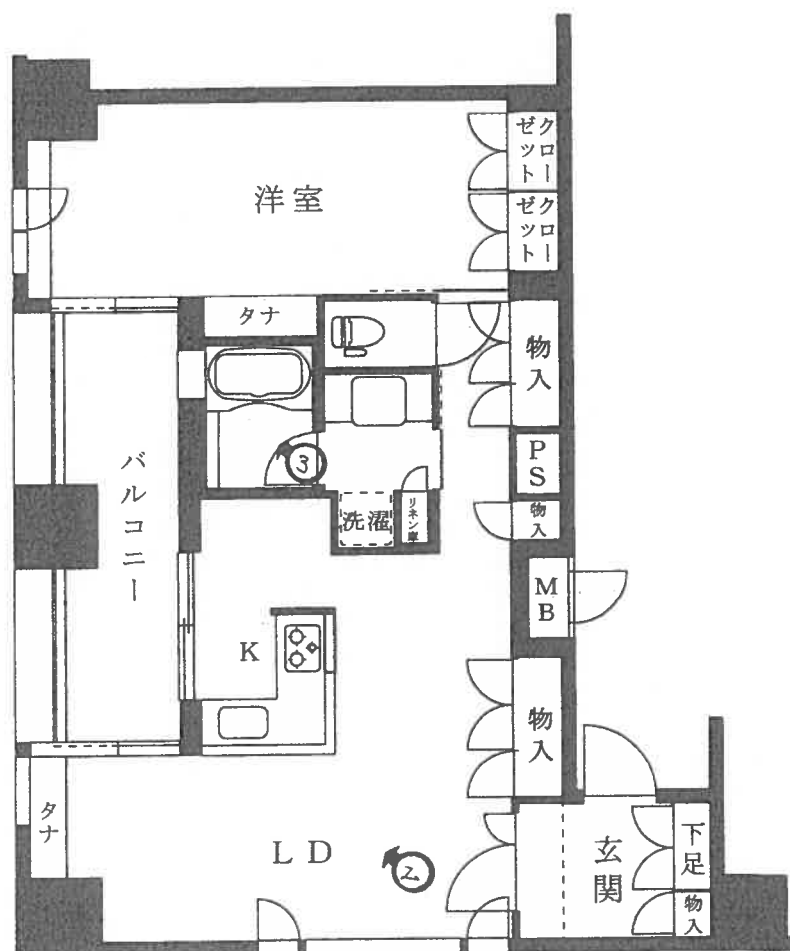
☒ 令和7年2月17日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所記載のとおり





←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和6年(ヌ)第392号
令和7年2月17日 現地調査
令和7年3月10日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 石 原 伸 彦

第 1 評価額

物件番号	評価額
物件 1	金 51,890,000 円

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	3・4 頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 港区芝浦 1 丁目 4 番 11 号 (マンション名・部屋番号) ザ・タワー芝浦 1302 号室
番号	特 記 事 項		
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 港区芝浦一丁目29番地1、29番地2、30番地1、
30番地2

建物の名称 ザ・タワー芝浦

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 芝浦一丁目29番1の1302

建物の名称 1302

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 13階部分 52.74平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番1

地 目 宅地

地 積 336.07平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 港区芝浦一丁目29番2

地 目 宅地

地 積 287.91平方メートル

土地の符号 3

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番1

地 目 宅地

物 件 目 録

地 積 57.09平方メートル

土地の符号 4

所在及び地番 港区芝浦一丁目30番2

地 目 宅地

地 積 33.34平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2・3・4

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 393894分の5804

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地（符号1乃至4）の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	都営三田線「三田」駅の東方約 670m（道路距離，徒歩約 8 分），JR 山手線・京浜東北線「浜松町」駅の南方約 800m（道路距離，徒歩約 10 分），ゆりかもめ東京臨海新交通臨海線「日の出」駅の西方約 600m（道路距離，徒歩約 8 分），港区芝浦 1 丁目 4 番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	高層の店舗付マンション，中高層のマンション，沿道型店舗，中層の店舗併用住宅等が建ち並ぶ商業地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	南西側国道より 20m までの範囲	
	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80%（指定） 400%（指定） 防火地域 景観形成特別地区（水辺）
	南西側国道より 20m を超える範囲	
	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60%（指定） 400%（指定） 防火地域 景観形成特別地区（水辺）
画 地 条 件	地 積	符号 1 336.07 m ² 符号 2 287.91 m ² 符号 3 57.09 m ² 符号 4 33.34 m ² 合 計 714.41 m ²
	形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	長方形 南東側間口約 33.2m，奥行約 21.4～21.7m ほぼ平坦 特になし

接面道路の状況等	南西側で現況幅員約 47～52mの舗装国道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）にほぼ等高に，南東側で現況幅員約 14.5mの舗装区道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）にほぼ等高に，北東側で現況幅員約 5.6mの舗装区道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）にほぼ等高に，北西側で現況幅員約 5.5～5.6mの舗装区道（建築基準法第 42 条 1 項 1 号に該当）にほぼ等高に接面する四方路面地。	
土地の利用状況等	後記一棟の建物の敷地として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供給処理施設 （基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり
敷地権の表示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権（符号 1 乃至 4 とも） 393,894 分の 5,804（符号 1 乃至 4 とも）
特記事項	<総合設計制度について> ・ 本件一棟の建物は，港区住宅型総合設計制度の許可を受け，公開空地を設けるとともに，基準容積率が 599.94%に緩和されて建築されている。港区建築課発行の建築計画概要書写によれば，使用容積率は 595.67%である。 <区分地上権設定地について> ・ 符号 2 及び 4 の土地については，下記のとおり区分地上権が設定されている。 原因：昭和 46 年 2 月 8 日設定 目的：地下鉄敷設のため 存続期間：設定契約の日から鉄道施設物存続期間中 地代：無償 範囲：東京湾平均海面の下 21m97 cm以下 地上権者：東日本旅客鉄道株式会社 <水害リスクについて> ・ 港区浸水ハザードマップ，高潮浸水ハザードマップにおいて，浸水想定区域に該当している。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ザ・タワー芝浦	
建物の用途	共同住宅（総戸数 111 戸）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 19 年 10 月 1 日新築 約 17 年 約 33 年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付き 19 階建 延床面積 5,905.28 m ²	
仕 様	外 壁 そ の 他	45 二丁掛磁器質タイル貼等 特になし
設 備 等	エレベーター（1 基），オートロックシステム， 駐車場（機械式 18 台，サービス車両用平置 1 台）， 自転車置場（2 段ラック式 111 台），バイク置場（4 台）， 集合郵便受，宅配ボックス，ゴミ置場等。	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態 そ の 他	あり 株式会社サニーライフ 委託管理 管理人室あり
管 理 の 状 況	普通	
特 記 事 項	なし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造1階建・居宅	
位 置	13階(1302号室), 角部屋 主要開口部の方位: 北西・南西向き	
床 面 積	専 有 面 積	52.74 m ²
	共用部分を含む 現 況 床 面 積	90.29 m ² (固定資産関係証明書の記載による)
間 取 り	1LDK	
バルコニー等	西側にあり(北西向き, 8.09 m ²)	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	ビニールクロス等 フローリング, タイル貼等 ビニールクロス等 システムキッチン, 浴室(換気暖房乾燥機付), 洗面台, トイレ等 室内洗濯機置場あり
保守管理の状態	やや劣る(特記事項参照)	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 そ の 他 滞 納 額 遅 延 損 害 金	11,310 円(月額)(令和7年1月27日現在, 以下同じ) 15,670 円(月額) なし 804,815 円(令和5年6月分～令和7年2月分, 違約金238,235 円を含む) 69,061 円(年利14.6%)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	建物所有者が占有し, 居宅として使用している。	
特 記 事 項	<保守管理の状態について> ・内装は経年劣化しており, LD・洋室は, 床フローリングに小さい傷がやや多くみられ, 天井, 内壁クロスは全体的に茶色く着色している。また, 洗面室とトイレの床は, 汚れが目立っている。 ・設備は, 経年劣化しているが, 目視可能な部分に特に大きく目立つ汚損等はみられない。 ・バルコニーに, やや多くのゴミが捨て置かれている。 ・現地調査時に建物所有者が不在であったため, 建物・設備の不具合等に関する聴取はできなかった。	

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
440,000	× 90.29	× 0.56	= 22,250,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産関係証明書記載の現況床面積(共用部分を含む)を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 17 年、経済的残存耐用年数約 33 年、観察減価率 15%(建物の状況等を考慮した)
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 33 年 ÷ (17 年 + 33 年) × (1 - 0.15) = 0.56 (小数第 3 位を四捨五入)

エ 建物価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格 (符号 1 乃至 4 の土地)

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付増価 エ	敷地権の割合 オ	敷地権価格 (円) カ
標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
2,630,000	× 1.08	× 714.41	× 1.20	× 5,804 / 393,894	= 35,880,000

- ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（形状、間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 港－17

$$\begin{aligned} & (\text{公示価格等}) \quad (\text{時点修正}) \quad (\text{標準化補正}) \quad (\text{地域格差}) \quad (\text{規準価格}) \\ & 1,970,000 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 118.7/100 \times 100/100 \times 100/89 = 2,630,000 \text{ 円}/\text{m}^2 \\ & \hspace{15em} (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{aligned}$$

時点修正：令和6年1月1日から評価日までの推定地価変動率である。

標準化補正：地価公示地は標準的な画地であり、補正の必要なし。

地域格差：地価公示地の所在地域は対象地域に比べ、街路条件、環境条件で劣ると判定した。

- イ 個別格差：増価要因として四方路画地であること、減価要因として符号2及び4の土地に区分地上権が設定されていることを考慮し、総合では+8%（1.08）と判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付増価：総合設計制度の許可を受けることにより、容積率が緩和された本件一棟の建物が建築されていることを考慮して判定した。

オ 敷地権の割合：登記記載による。

カ 敷地権価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格（円） ア	敷地権価格（円） イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格（円） カ
(22,250,000	+35,880,000)	×1.10	×1.05	×1.00	= 67,140,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正：同一マンション及び周辺類似マンションの取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差：階層別補正 … 1.03（対象＝13階・基準階＝10階）
位置別等補正 … 1.02（眺望、開口部を考慮して判定した）
その他 … なし
相乗積 $1.03 \times 1.02 = 1.05$ （小数第3位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

II 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている区分所有建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の有効純収益現価の合計 ア	正味復帰価格の現価					収益価格 ア+カ=キ
	4年目の有効純収益 イ	最終還元利回り ウ	3年目期末復帰価格※1 イ÷ウ×(1-0.03) エ	複利現価率※2 オ	正味復帰価格現価 エ×オ=カ	
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
5,965,532	2,104,240	3.3	61,851,903	0.9125	56,439,861	62,410,000
(9.6%)					(90.4%)	(100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 3.1\%)^3 = 0.9125 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後(4年目)の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。積算価格は土地価格に建物価格を加算したもので原価性に着目した価格であるが、対象マンション及び周辺類似マンションの取引市場における価格水準を価格補正で考慮しているため、市場性をも考慮した価格となっている。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

積算価格と収益価格は開差を生じて求められたが、目的物件は地域で賃貸需要の多い物件タイプと比較して専有面積が大きいことなどから賃料水準（単価）が相対的にやや低いため、収益価格が積算価格と比較してやや低位に求められたと思料される。

目的物件はコンパクトタイプのマンションであり、自用目的ならびに投資目的双方の需要が見込まれることを考慮し、取引市場動向も検討した結果、本件においては積算価格を重視のうえ収益価格を関連づけ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積 算 価 格	67,140,000 円
② 収 益 価 格	62,410,000 円
③ 調整後の価格	66,190,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調 整 後 の 価 格 (円) ア	市 場 性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 (敷金等) オ	評 価 額 (円) カ
66,190,000	×1.00	×0.80	×0.98		=51,890,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除(敷金等)：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評 価 額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第 6 参考価格資料

地価公示価格（港－17）

所 在：港区芝浦 2 丁目 1 番 33 「芝浦 2－3－27」

価 格：1,970,000 円／㎡

位 置：J R 山手線・京浜東北線「田町」駅の東方道路距離約 760m に位置する。

価 格 時 点：令和 6 年 1 月 1 日

地 積：993 ㎡

供給処理施設：ガス，水道，下水

接 面 街 路：北西側 11.0m 区道

用 途 指 定 等：準工業地域（建蔽率 60%，容積率 400%），防火地域

地 域 の 概 要：マンション，事務所等が混在する住宅地域

第 7 附属資料

位置図

公図写

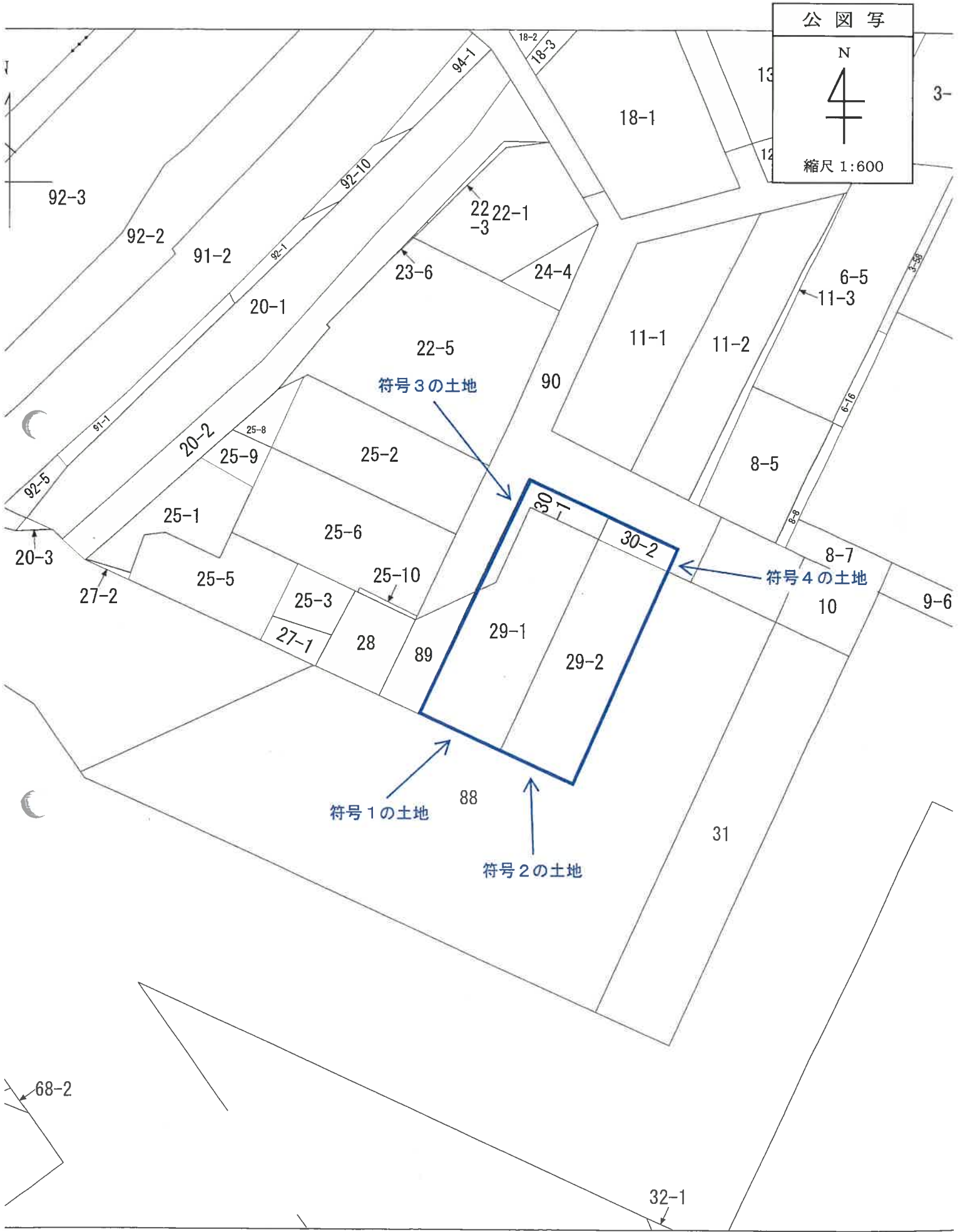
建物図面・各階平面図写

以 上

令和 7 年 3 月 1 0 日

評価人 不動産鑑定士

石 原 伸 彦



公 図 写

N

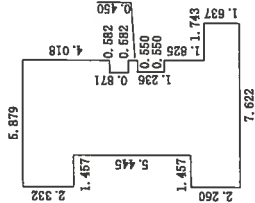
縮尺 1:600

各階平面図

(89) 建物図面

家屋番号 芝浦一丁目29番1の1302

建物の所在 港区芝浦一丁目29番地1、29番地2、30番地1、30番地2

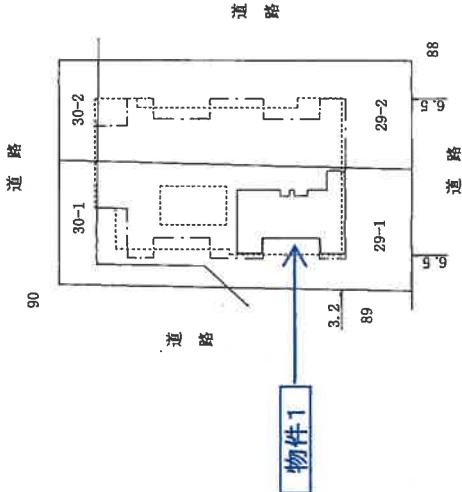


求積表

5.879	x	2.332	=	13.7098280
4.422	x	1.686	=	7.4554920
3.840	x	0.871	=	3.3446400
4.422	x	0.450	=	1.9899000
3.872	x	1.236	=	4.7857920
4.422	x	1.202	=	5.3152440
5.879	x	0.623	=	3.6626170
7.622	x	1.637	=	12.4772140

計 52.7407270

床面積 52.74 ㎡



建物の存する部分 13階

この図面はA3版をA4版に縮小したものです

作成者

縮尺

1 / 250

申請人

縮尺

1 / 500